

学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法に基づき他の生徒に感染する可能性のある期間は「出席停止」となります。出席停止期間については、下表のように規定されております。医師の診断を受けましたら、下記に記入していただき学級担任に御提出ください。

	感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	【その他の感染症】条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例	
	感染性胃腸炎、サルモネラ感染症、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、ウイルス性肝炎、手足口病、ヘルパンギーナなど	

主治医 殿

御多用中誠に恐縮ですが、下記に御記入の上、生徒にお渡しくださいますようお願いいたします。

記

鹿児島県立与論高等学校		年	組	番	氏名
診 断 名					
出席停止期間	令和	年	月	日	～ 令和
					年 月 日 () 日間
令和 年 月 日					
医療機関名					
医師名					
印					